

労務単価の改定について

令和元年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務単価を決定し、令和2年3月から適用することとしました。

本案件についても同様の措置となりますので、下記の通り取扱をお願いします。

記

- ・入札書提出期限が3月1日以降の案件については、令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価を適用するものとする。

※参考 ホームページURL

○新労務単価

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo14_hh_000893.html

○機械設備工事積算に係わる標準賃金

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo15_hh_000227.html

○電気通信点検技術者等単価

<http://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/dentanka2.html>